

鮭鱒彙報

號 三 第 卷 六 第

日十三月七年九和昭

會協業事化孵鱒鮭道海北

(內課產水廳道海北)

目次

論叢

大島博士の努力を要する鮭鱒蕃殖事業を讀みて……………半田芳男(一)

資料

鮭鱒の鱗色に及ぼすシヤン化物の影響……………武田志麻之輔(譯)(五)
十勝孵化場に於ける移殖鮭の回露……………並木延郎(八)
根室地方に於ける四十三年前の鮭に關する調査資料……………(一〇)

彙報

鮭鱒孵化場の陳容愈々整ふ……………(一七)
全道湖沼養殖研究會……………(二五)
昭和八年度本道孵化事業成績……………(二〇)
摩周湖に於ける虹鱒採卵成績附種卵分與……………(三〇)
鮎の産額……………(三一)
北洋に於ける鮭鱒の標識放流……………(三三)

會報

昭和七年度收支決算報告……………(三九)
會員消息……………(四三)
寄贈圖書……………(四四)

新刊案内

北海道帝國大學附屬 理學博士 藤田 經信 序
水産専門部教授 北海道廳 技師 半田 芳男 著

【訂正再版】

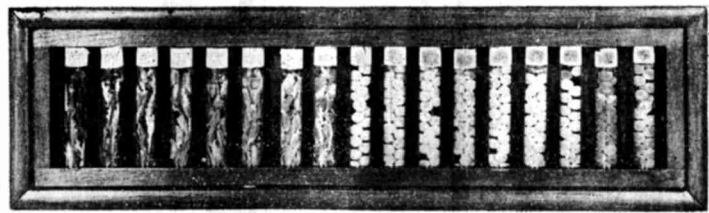
鮭鱒人工蕃殖論

定價金四圓五拾錢

送料内地 三十四錢
臺灣、樺太 三十四錢
朝鮮、關東洲 四十九錢
滿洲國、南洋

發行 札幌市北三條西五丁目
北海道廳水産課内

北海道鮭鱒孵化事業協會
振替小樽二一四八番



發售鮭標本實費配布

甲組五金圓〔送料二十錢〕 乙組一金圓〔送料二十錢〕
教育・學術・產業上の好資料たる鮭標本製作し製前記
實費を以て配布す。優美にして室内裝飾品として
好適す。至急申込あれ

北海道鮭鱒孵化事業協會
北海道廳水産課内

論叢

大島博士の努力を要する 鮭鱒蕃殖事業を讀みて

半田 芳男

大島幸吉博士は北海之水産六月號に於て「努力を要する鮭鱒蕃殖事業」の題下に該博なる論陣を張つて北海道と樺太との鮭鱒蕃殖事業の過去現在に對する毀貶を恣にし尙將來に關して高見を述べられておるが其の中に「北海道に於ける大改革」の章に於て可なり辛辣なる批評を加へてあり又不思議とし疑問とされた點もある。と言ふて何も自分がそれに批評を加へ應答する必要もないし又博士もそれを需めておるでもないから此處に出沙婆らなくともよいわけであるが博士の言はるゝ「北海道に於ける大改革」なる計畫樹立に關係した一人として此際所見を述べて見たい。

通讀して感じたことは博士は「洞爺湖畔に於て鮭鱒を釣りつゝ起稿」された論文としては實に立派なものであると言ふことであつて吾々凡人は釣を垂れては唯釣の外何事も考へる餘裕を持たないのに較べて博士の餘裕綽々八面玲瓏の手腕に敬服するばかりである。だが然しあれまでに微に

入り細に亘る批評論難を加へらるゝ御親切があるならば更に一步を進めて然らば斯くするのが宜しかつたらう位の御意見を示され啓蒙され度かつた。尤も流石の博士も釣問そこまでは及ばなかつたかも知れないが。

北海道の鮭鱒孵化事業を國費經營に移管することの必要なるは道廳の移管理由として擧げた四項を熟讀玩味されて其の當然なることを充分了解されたとの事であるが同時に「過去に於ける民營中心主義の失敗と其の缺陷をよく知り得た」と言はれておる。

北海道廳は明治十年の昔から鮭鱒孵化事業を官營中心主義でやつて來て居るが、民營中心主義を採つた事は無い筈だ。遠い昔の事はやめるが昭和二年第二期拓殖計畫が樹立さるゝ時に本道の孵化事業は國費か或は地方費を以て統一經營し度いが財政が許さぬ爲に官民合同して行かうと云ふ事になつた。即ち民營には國費の補助を與へると共に取締監督の制度を設け官が中心となつて計畫の樹立と實施を爲

さしめて居る。民營孵化場の數や採卵數孵化場が官營よりも多いから民營中心主義であるとさるゝならば吾人と大に所見を異にするものである。

民營中心主義に就て特に述べたのは博士は民營中心主義であつたが故に不都合を生じたと言ふ様な筆を進めて居るものと認められたので先づ此點を明かにした。

◇ 「民營に在りては収入不足を慮り親魚濫獲に陥り且往々營利經營主義に走り効果擧げ難し」と道廳當局が公言したところに依れば「如何に孵化事業の精神と反對の仕事が多く行はれ」たかと推定し之に依て見れば民營孵化場の多くは營利主義で經營して居る即ち「補助金を貰ふ爲に作られた放流尾數」とか孵化事業の經營は「事實は最も安全なる河川漁業權であつて蕃殖よりも濫獲の禍源でなかつたか」などゝ多くの孵化場が詐欺瞞着をやつて居たと言はんばかりの酷評である。之を讀んだ民營孵化場の諸君は果して如何なる感想を持つであらうか。

博士は道廳が「往々」と時に斯ふしたのもあるので斯れでは完全なる効果を擧げ難いと書いたものを「多く行はれ」と擴大し而して爲に詐欺瞞着と目すべき事が行はる様になつたと推定しておる。然し往々と斷つてある通り斯様なことは絶無ではなかつたことは事實である。例證はもつ

て始めて其の人の所有となる點から見ても國又は業者の完全に纏まつた團體が行ふべきであると思ふ。茲に困ることは國が之を行ふ事は財政關係で仲々容易でない又業者が一團となることも色々の事情で一朝一夕に行はれないとすれば今迄の北海道の採つた方法より他に適當なものはない。従てそれに伴ふ多少の缺陷は蓋し已むを得ぬものとせねばならない。此間の事情を知らぬ博士とは見受けられないが理論一點張に然も僅か數行の文句を捉へて堂々數頁を費す論評をされたことは御苦勞と申上げておく。

◇ 今度の移管方法は五年間の親魚捕獲を在來經營者に委託しこれに依る収入の余剰を以て設備買収費と負債整理の財源に充つる建前であるが之に對して博士は二つの疑問を述べておる。それは事業經營費に對する認識が違つておるためと思はるゝので本計畫の經營費の豫定を述べて見たならば氷解さるゝかと思ふ。

本事業に要する費用は一ヶ年約二十四万円を要する見込である。内孵化放流關係の費用は約十四万円（九年度實行豫算約十二万円、計畫豫算十万三千餘圓）親魚捕獲費用は約十萬圓（但十四年度以降）である。即ち五年間は前記の十二萬圓乃至十四萬圓で足りるがその財政は從來の補助費約四萬五千圓（博士の十萬圓は誤）と在來官營孵化事業費

二
ておるから博士の多くあつた事實と突き合はしても差支へない。「濱の眞砂」の諺がある位だから多くの人を泥棒と思へと言ふ理論は成立しまい。時に不正行爲があつて濫獲する者があつたから大部分の孵化事業を同様に批評するのは穩當でないし又之を以て民營中心主義の失敗と斷ずることは出來ないと思ふ。

吾人は常にヨリ善くしたい爲に努力するのであつて改善をした後に以前の仕事は必ずしも間違つて居らなかつたと顧みて悔なき様に心がけておる。前年迄の孵化事業は其の當時の状況の下では最善の經營方法であつたが今年からはヨリ善い國費經營に爲したまでゝある。と言ふ見解を有するのである。

◇ 孵化事業は公益の爲に行ふものであるから經營者は缺損しても構はない専心孵化放流に従事すべきであると言ふ議論は誰でもする。然し行政として取扱ふ場合には實際を考慮する關係上理屈通に行かない。

孵化事業を民營とする事は理論としては決して間違つて居らぬと自分は信ずるものである。業者自ら資源の維持増殖を爲すべきは漁業も農業も同じである。唯孵化事業に於ける種を蒔く水面は公共のものであり又將來回歸しても必ずしも放流した人のみか獲るわけでない。殊に魚は漁獲し

約五萬五千圓其の他二萬圓で經理する。

博士の言はるゝ十萬圓は從來の補助費ではないし又計畫豫算約十萬圓は實行には十二萬餘圓で經理する豫定であるから經營上支障なき見込である。

親魚捕獲には從來約十萬圓を費して居た。そして親魚収入は約十七萬圓あるから差引七萬圓を残すことゝなるが之から組合の事務費とか借入金償還や利拂をして居るから實際に残るものは全事業を通計したもので約その三分の一と思ふ。一方設備の評價格、負債等は約三十五萬圓に達するが前述の収入では之を以て全部に充當しても尙不足するものと見られておる。之は負債の整理方法に依り適當に處理し得るものと思はる。

表面的に見れば前述の如く年に七萬圓も残るから「事實親魚捕獲は頗る有利なものでないか」と言はるゝかも知れないが孵化場費と親魚捕獲費と事務費並に負債償却を見れば却て事實頗る不利なものと言へる。この爲に移管統制と言ふ問題（全部の理由ではないが）が起つたのである。但し以上は全道の事業を合計平均して見たのであるから、年度別、場所別に見たならば有利のものもあらうし更に不利なるものもあらう。豫算關係に就ては博士は何所で調査されたか知らないが此種の豫算内容は可なり複雑しておるから斯うした議論をさるゝ前に一度駕を曲げられて詳しく聽

取されて欲しかった。

改訂計畫中鱒回歸率の算出したもの十五%を以て自然孵化の多い事と政策とに依るだらうと煩る苦勞人らしいところを見せたがすぐその後「理論的には全くインチキである」と貶しておることは面喰らはざるを得ない。

現在理論的に正當なる回歸率を算出する方法があるならばインチキ呼りをする前に御教示の勞をとつて頂き度い。吾人は淺學寡聞にしてやむを得ず漁獲高と放流數の實際から算出したのが十五%となつたので之をインチキと稱さるゝならば恐らく多くの此種の計畫はインチキであらう。博士の言はるゝインチキでない計算法が案出さるゝを待つ程本計畫の施行が悠長でなかつたことを残念に思ふのである要するに拙速主義に出て是正は將來に待つことは吾人の探るべき道であると信じておる。それにつけても世の水産學者諸賢は吾々技術者をして「インチキ法」を採らなくともよい様に有益なる研究を速に發表さるゝ事を切望して已まない次第である。之は獨り鱒回歸率の計算法と云ふ小さい問題でない廣い水産諸施設の完璧を期する意味に於て希望するものである。

インチキなる語は巷間の卑語であるから嚴正なる論文には見る可からざるものと自分は信じて居たが今回計らずも

大島博士に依て本道の代表的水産雜誌北海之水産に活字化されて新例を示されたことを敢て附言しておく。

博士は説き來りて「徒に過去のア、ラ、探しを、せんとするものでない」とアラ、探しをした後に斷つて居る。それは「樺太將來の孵化事業に適切なる前例となる故に事實を明瞭にしたい」ためであるとの事だがお蔭を以て事實でないことまで事實化されて後車の戒となつた。樺太の爲には慶すべきであるが本道の爲には聊か揆つ度いものがある。

然し本事業將來の爲に述べられた各種の御高見は吾人を啓發するものある事は感謝する。殊に孵化事業をして彼の鐵道會計の如く獨立せしめて孵化場の仕事をして所謂「お役所仕事」たらしめない様にする又孵化場員を大いに優遇して能率を高めやうとの御意見は双手を上げて賛成するところである。之を聞いて各孵化場員は感泣するであらう。但し如何にして此制度の大改革——孵化事業費の獨立會計——の實現を促進せしむべきか之に就て具體的意見を是非お示し願ひ度い。之に依て吾人は其の實現に微力をつくして行かうと思ふ。從來とても吾人は此見地から考へて居るが制度の改變が容易に行はれ相がないのを残念に思ふておる際であるから掛聲ばかりで徒に書かれた牡丹餅に終らしたくないと思ふのである。 妄言多謝。

資 料

鮭鱒の鰓色に及ぼすシヤン化物の影響

武田志麻之輔(譯)

本文は The Effect of Cyanides on the Gill Colour of Fish と題して R. Bassindale, R. A. Southgate & F. T. K. Pentelow S.M.B. Journal of the Marine Biological Association of the United Kingdom (英國海洋生物學協會誌)の第十八卷第二號(一九三三年(昭和八年)一月)に發表されたもの。鮭鱒養殖に關係して居る者に有益なるものと思ひまして大意を譯して御紹介する次第であります。實驗材料は虹鱒 (Salmo trutta L.) 大西洋鮭 (Salmo salar L.) 及歐洲の鱒 (Salmo trutta L.) を使用して居りますので題目を表題の如く改めました。又内容は其意味を取ることとして前後轉倒せしめたり、省略した所もあります。之等の點に關して原著者に御詫びして置きます。

緒 言

著者等がテイズ河 (Tees 英國の東岸の中央にありて北海に流入する河)の河口に於て洄游する鮭及鱒の二年魚 (Smolt)の死因の研究中河口水の主なる毒成分はシヤン化物(青化物)で、之が魚の死因に大關係あることを化學分析によつて明にした。此調査中には河口で拾ふ死魚及瀕死の魚の外貌からして有毒物質の性質を決定せんとした

一九三〇年の春に河口の岸にある死魚數千尾をとりて解剖して内臟器官を肉眼的に検査をした。然し死後直に採取されたもの計りではないので其状態は色々で死因の本質が如何様に表はれるかを明にすることが出来なかつた。

實驗室で青化物の溶液に魚を入れて中毒させる場合には鰓は正常の場合よりは色が著しく鮮明になることが知られた。此鰓色の鮮明になるのは血液から組織に酸素移送の大

役をなす酸化酵素 (Oxytase) の作用が毒化物によつて妨げらるゝ爲めに血液は動脈血の状態にある爲めである。青化物の中毒によつて起る鰓色の變化は階段的に現はした色採表に照して正常の魚と瀕死の魚の鰓色を比較して量的に測られる。此色採表の製造及目盛法は次の如し。

ウインソル・ニュートン會社のマングリン・ウオタープルーフ (Winsor and Newton's Mandarin Water Proof) なる色インキを以て次の三種の溶液を作る。

A 溶液 スカレット・インキ 三容 蒸溜水 一容
B 溶液 ウルトラムリン・インキ 一・七容
C 溶液 ゴアミリオーン 二〇容 スカレット 二〇容
ウルトラムリン・インキ 三容
ブラウン 二容 蒸溜水 四容

此三種の色素溶液を次の如く種々の容積の割合にて混合して八種の混合色素液を作る。其各混合色素液の濾紙につけたる時の色の番號は第一行目の如し。

色の番號	2	4	6	8	10	12	14	16
A 溶液	八	六	四	三	一	〇	〇	〇
B 溶液	一	三	五	六	八	九	九	九
C 溶液	〇	〇	〇	〇	五	二	四	六
							九	九

次に之等の溶液にウアットマン第一號濾紙の細く切りたる紙片を浸し、過剰のインキを直に吸取紙にて除去する。

虹鱒の百立中にシヤン根〇・〇一七瓦に相當する青化加里的溶液中に於ける鰓色の變化

色の番號	5	6	7	8	9	10	平均鰓色番號
中毒後の尾數	(内一尾死) 三	六	七	二	一	一	九
恢復時の尾數		二	四	五	三	一	八
恢復後一時間の尾數							八
尙其他のものにつきても鰓色の變化につきて實驗せる結果次の如し。							

試験溶液 使用 平均鰓色 鱒の二年魚
尾數 前(1)後(2)との差 尾數 前(1)後(2)との差

青化加里的百立中シヤン根	〇・〇一七	〇・〇二七	〇・〇三六	〇・〇四六	〇・〇五七	〇・〇六七	〇・〇七六	〇・〇八六	〇・〇九六
含有量 (瓦)	一・〇〇〇	三	九	六	三	三	三	三	三
平均鰓色	9 1/2	6 1/2	3	10	8	13 1/2	10	13 1/2	13 1/2
鱒の二年魚									
平均鰓色									
尾數									
前(1)後(2)との差									

試験溶液の排水(〇・〇九四瓦)の含有量を含有するものとして、青化加里の含有量を含有するものとして、百立中の含有量を含有するものとして、

前表の色の番號は濾紙の粗なる紙端に現はれたる色である。此色採表(標準表)の色の分析をロヴィイボンド比色計 (Lovibond Tintometer) にて反射光線を以て行へば次の如し。

鰓色の番號	2	4	6	8	10	12	14	16
ロヴィイボンド比色計	赤 一五・八	一五・三	一四・三	一三・八	一三・〇	一二・五	一二・〇	一一・五
黄	一・五	一・五	一・九	一・九	二・三	二・五	二・八	二・八
青	〇	〇	〇	〇	〇・三	一・三	二・六	三・〇

斯く作れる八色よりなる表は鮮赤色(二番色)より暗赤色(十六番色)の間にあり。此表になき中間色は目分量によりては判断して色を十五階段とする。

實 驗

テイブ河口にて魚の生命に悪影響を與ふる主なる原因は青化物(之が最も重大なるものである)汚水「タール・アシッド」及ナフタリンの存在と溶解せる酸素の缺乏とである。それで之等の原因によつて虹鱒の鰓色に起る變化を見た。更に鱒につきても行つた。それには先づ十數尾の正當の虹鱒の鰓色を検し、次に百立にシヤン根の〇・〇一七瓦を有する水溶液を作り、之に虹鱒を入れて少くも半數が横になれる時に魚を取りて鰓色を再び検して更に新鮮な水に入れて恢復せしめ恢復期にも鰓色を観察した。其結果次の如し。

ナフタリンの四分の一飽和溶液 八 10 13 14 0 +3
新鮮なる汚水の五〇%溶液 8 1/2 8 1/2 0 +4
酸 素 缺 乏 10 14 +4

之に依ると青化物の場合のみが鰓色を鮮明にするものにして河口に最もありがちな酸素の缺乏又は「タール・アシッド」による中毒にては著しく鰓色を暗色にすることを知らる。青化物と「タール・アシッド」は或種工場の排水の成分である爲めに青化物による鰓色を鮮明にすることが他の原因によりて暗色にすることによつて中和されるかといふことにつきて實驗せり。其結果次表の如し。

毒物の混合液中に於ける鰓色の變化

試験溶液	使用 平均鰓色	鱒の二年魚	平均鰓色						
尾數	前(1)後(2)との差	尾數	前(1)後(2)との差						
青化加里	〇・〇一七	〇・〇二七	〇・〇三六	〇・〇四六	〇・〇五七	〇・〇六七	〇・〇七六	〇・〇八六	〇・〇九六
含有量 (瓦)	一・〇〇〇	三	九	六	三	三	三	三	三
平均鰓色	9 1/2	6 1/2	3	10	8	13 1/2	10	13 1/2	13 1/2
鱒の二年魚									
平均鰓色									
尾數									
前(1)後(2)との差									

前表に示す如く「タール・アシッド」がシヤン根の二十倍もあつても青化物による鰓色を鮮明にすることは明に見

られる。テイズ河口の水のシャン根の濃度は普通百立中
〇〇二瓦、「タール・アツド」は〇〇五瓦を越えぬの
である。

次にテイズ河口にて瀕死の状態にある鮭及鱒の鰓色に
つきて検せり。それには一九三一年に之等の二年魚の海へ
の回歸中に河口にて瀕死の状態にあるものを多数捕獲して
明に生きて居つた魚につきて鰓色を検せり。又別に或もの
は淡水の槽に入れて恢復せしめて正常となれるもの、鰓色
をも検せり。其結果次の如し。

使用せる二年魚の數	鮭の二年魚	鱒の二年魚
四〇	正常 瀕死	正常 瀕死
六六	七六	一三二

十勝孵化場に於ける移殖鮭の回歸

十勝孵化場 並 木 延 郎

十勝鮭養殖水産組合の經營に係る孵化場は昭和四年一
月中旬に於て北海道製糖株式會社工場よりの排液が孵化用
水に流入し五百万粒以上の卵子を全滅せしめられたので孵
にした。

で千歳孵化場から壹百万粒の分與を受けて之を孵化移殖し
以て後年の漁獲減少に備へた。その移殖せる放流數は八十
七万三千粒であつた。

爾來滿四年以上を經過したので八年の秋季には此移殖せ
る千歳型鮭が回歸する事を豫期されたので多大の興味を以
て調査に着手した處が果然以下記する如き成績を收めたの
で斯界の參考に供し度い趣旨から概要を紹介して見ることに
した。

尤も鮭は四年魚になつて始めて回歸するものでなく三年
魚も回歸する。稀には二年で回歸するものもある。それで
前年度に於て三年魚で回歸したものもなかつたかどうかを
調べて見る必要に迫られたが之は本年になつて事前に遡り
て調べることゝなつたので充分なる成績を知ること出来な
かつたが概略は昭和七年度十月頃孵化場より約二里下流又
ツブク橋附近で小形なる雄(三年魚と認むるもの)を密漁
した者がある。以前は此邊にまで遡上産卵するものはなかつ
たので之は矢張り昭和三年度の移殖放流せるものゝ回歸
魚と推定される。

然し四年魚即ち昭和八年に於ては筆者が見聞せるものあ
るにより之を記して見ると八年十一月上旬より遡上數を増
加し孵化室より下流六拾間の間に天然の産卵床三十餘ヶ所

鰓色の平均 二・五 八・五 一一・七 七・一
瀕死の魚の鰓色は正常のものより鮮明なれば之れ明かに
青化物の中毒なることを示せり。此事實は又化學的調査に
よつても確證せられたり。

- 以上の事實よりして次の事を知る。
- 一、青化物は著しく鰓色を鮮明とするもフェノール類及
酸素の缺乏及ナフタリンは鰓を暗色にする。新しき
無處理の汚水は鰓色に變化を與へぬ。
- 二、テイズ河口の瀕死の二年魚の鰓色は正常のものよ
り鮮なり。之れ青化物の中毒によることを現す。

化場を他に移轉する必要を認め翌五年度より支流札内川に
注ぐヌツクマツブ川(以下ヌツク川と稱す)に適地を
求め簡易式を以て事業を行つて來た。而して前記卵子全滅
の厄に合つた年は同川に於て採卵補充する機会を失つたの

を算した。此地方に來居住する古老に聞いて見たが三十年
來ない事であるとの話である。斯様に遡上數が多くなつた
ためか沿川住民の密漁が盛になつて同僚鴨川氏が調査した
ところでは人員は五十名位で少くとも一千尾は漁獲されて
おるらしい。

ヌツク川が札内川に合流してから捕獲場を設けてある
がその捕獲狀況を示して見たならばこの回歸の狀勢が余
程明瞭となる。

年 度	總捕獲數	札内川捕獲數	札内川捕獲%
昭和四	七九七	三三	二・七
五	八四八	三五	四・九
六	八五八	三二	二・七
七	七九六	六七	二・七
八	八三三	二〇	二・四

三年魚回歸捕獲せられ、残少數ヌツ
ク川に入れり
四年魚回歸捕獲せられ、残多數ヌツ
ク川に入れり本年は遡上數前年より
遙に多かりしも降雨増水烈しく實際
の着手日數は前年度より少きたため捕
獲割合は少し

右の表で見る通り札内川捕獲數は七年度から急に増加し
た事が明である。これは此年は降雨量少なき爲河水が増水
氾濫しなかつたため捕獲能率が非常に上つたにもよるが前
記した通り三年魚の回歸が多くなつたことにもよる。八年
度は河水の増加氾濫が甚しく度々捕獲装置を撤去し又は破
壞され徒に親魚を上流に逸し去らしめたにも拘らず來に

比して斷然捕獲數が多く前年度に比して大した差異を示さぬのである。之は四年魚の回歸が多くなつた。それは千歳から移殖したものが歸つて來たと見てよからうと思ふ。

以上の事實に反し被害當時の孵化場の在つた帯廣川に於ける捕獲狀況を調べて見ると此捕獲場は大正十三年頃迄は本組合の捕獲親魚數の半數は此處で捕獲したものであるが大正十五年に帶廣市の排水を入れるため河川の切換工事を爲したため河水汚濁したり河口が變化したりしたためか著しく回歸數を減少したがそれでも毎年數十尾の遡上を見ながら(捕獲場はその後廢止せり)昭和七年には數尾となり

八年度は全く遡上するものがなくなつた。

以上記する所に見て昭和四年に收容卵子及仔魚を絶滅した帶廣川(孵化場所在地)は三年目に著しく回歸數を減じ四年目には絶滅したに反し千歳より移殖した札内川(新孵化場所在地)には三年目から回歸數を増加した事實がわかるのである。

編者から
並木氏の記述は更に詳細長文であるが紙面の都合から大部分省略し殆んど抄録の形となつた事をお詫する。

根室地方に於ける四十三年前の鮭に關する調査資料

明治二十五年頃の根室地方に於ける鮭に關する調査資料を偶然手に入れた。想ふに當時北海道廳が水産豫察報告として貴重なる文獻を發刊されたその材料でないかと察する。該地元の何人かに依頼して集めたものであらう。現代の吾人の智識に對照して興味なしとしない。其價值に關しては讀者の判斷にお委せすることとして本誌に採録して見た。文字の誤や字句の難解なものは原文の意味を變へない程度に訂正したものがある。又文字中()内の文は編者の註である。(半田芳男記)

一、形狀。色澤

クネベツ 走魚に黒ブナ多く混じおることイチャニ鱒(サクフマスの意味)に同じ。故に西別産より價格三割低廉なり。

サクムイ 走魚はブナ三分白毛七分、中期に至れば脊黒く腹黄色休側に黒き筋通れるもの多く來る。春刈古丹 厚群の時は腹赤く大形なり。マツノリ 走、中魚は白毛なるも後に至ればブナ三分位

混す。厚群の時は白毛なり。走魚白毛なる時は其魚の頭圓く卵小さく普通より大形にして肉の色赤し。

ソスケ 凶漁の年はビン(小形なる意)二割五分を占め腹白く躰瘠せたり。豊漁の年は大形にして腹赤く太くピンは三分に過ぎず。土用前はピン皆無なり。

ラウス 走魚は白毛のみにして中頃より以降の魚は大形にして頭の横より脊の兩側に黒き筋通る。終期に至れば小形となる。

忠類 走魚には白毛三分ブナ七分、中より後はブナのみなり。土用前は白毛後はブナ多くなる。但し野付外濱は海なれば白毛多し。

伊茶仁 標津と略々同じ。

西別 形狀他地方に比して大ならざれど重量は大なり。大漁の年はブナ多く薄漁の年は白毛多

遠太 別當賀に來るものは鼻長くしてブナ多し約七分を占む。風連に來るものは鼻先稍々曲りブナ約七分を占む。

伏古遠太 海より湖に入れば一夜にして齒現はれ鼻長く變化す。

二、重量

オニオナイ 鹽藏して一尾八百匁。
シヨシコウス 全 六百八十匁。
チヤンベツ 全 九百匁。

春刈古丹 全 八百匁—九百匁。
ラウス 全 七百匁。
オダイト 全 八百匁。

風連湖 全 八百匁。

三、雌雄の割合

サクムイ 雌四、雄六。
オニオナイ 走及後期は雌三、雄七。厚群の場合には雌六雄四。

春刈古丹 雌三分の二、雄三分の一。

シベツ 雌雄の割合大差なきも概して走は雄多く後には雌多し。

西別 走は雌四分、雄六分、中には雌多くなる。

四、餌 料

西 別 走魚は主に鱒を食し居るも卵子發達するときは何物も食し居らず。

遠 太 秋刀魚、鱒、ヨコノミ等を食す。(ヨコノミは疑はし他の甲殻類の間違ひならん)

目 梨 十二月漁獲するものは多く鮭、鱒等を食す。

五、遷 移 國後岬より野付岬へ向ひ來る鮭は標津へ廻り各川に遡上す。

クネベツ 走魚は上ノ沖(北方を指す)より來り、中以後は沖より突込み來る。

チヤシベツ 北方より來るを普通とす。

春刈古丹 多く南方より來るも年に依り北より來ることあり。

ヲタツネマツプ 知床岬より野付岬に至り二派に分れ一は西別に他は標津、目梨に向ふ。

マツノリ 南より來ると信ずる者多きも北東沖合より入る。

ラウス オコーツク海より知床岬を廻り野付岬に至り西別と標津に分れる。

シレトイウシ 北より來るを普通とするも南東沖合より來トツカリモイ

ることもあり。

ルーシヤ 西別方面より來る。

標 津 オコーツク海より來り野付岬に至り更に龍神岬沖を経て來る。魚の跳ることによりて知る

伊 茶 仁 南部は北方より、北部は南方より來る。

チシネ 目梨の方面より來る。

オダイト 野付岬沖合より春別、カモイバウスの邊に來りそれより沼内に入る。

遠 太 別當賀に至る鮭は國後西浦沖より根室沖に入り沿岸に添ひて沼に入る。風連に至る鮭は遠太沖より眞直に入る。

元 茨 散 野付岬の方面より來り西別川に向ふ。

六、河川遡上期 彼岸より遡る。

クネベツ 十一月に入りて河に現はれ一月下旬に至る。

ラウス 盛期は十一月二十日頃より十二月末なり。河水結氷せざる故舊正月にも遡るを見る。

忠 類 九月初より一月に及ぶ。

伊 茶 仁 九月二十日に上り盛期は十月中頃より十一月末迄なり。

標 津 遡上期十一月初、舊正月にも見る。盛期は十二月五六日より同十二三日迄。

十、稚 魚

標 津 春鯨漁期に二寸位の大きさのもの多數居る。

目 梨 河口には見るも海には見えず。

伊 茶 仁 融雪水と共に河口に下り一週間位游泳して後海に入る。

西 別 普通三寸六七分位の大きさのもの五六月頃見る明治二十三年には六寸三分許のもの多數見たり。河口に三四日游泳したる後海に入る。此頃餌を飽食す。

十一、他種生物との關係

ラウス 海驢、海豹等は鮭を追ふて來る。殊に海驢は盛に鮭を食するものにて鮭群を取り巻きて之を食す。知床岬に鮭居らざる時に到ればソスケ沖に百頭位來り鮭又は鮓を食す。

シベツ イルカに追はれて來ることは稀なり。鮭の最も恐るゝはサチにして沖合に居ることを知れば鮭は一目散に逃げ込む。

ルーシヤ 海驢、海豹は鮭を追ふて來る。

十二、鮭と同時に漁れる他種魚類

クネベツ カレイ、カチカ、ソイ、カスベ、アメマス、イトウ、サバ、ブリ、タコ、イカ。

西 別 八月下旬より遡る。

別 當 賀 菊花咲き初めて鮭遡り、菊花盛なれば盛期となり凋花と共に終る。

七、生 殖 成熟するもの七月中に鱒網に乗るもの四五尾あり。

西 別 十一月中旬頃に成熟魚を見る。

遠 太 十一月に至れば成熟す。

八、産 卵 場 川口より上流瀧に至る迄の間一里余あり此間一帯に堀を掘る。又川口にて鹹淡水の混合する處に於て産卵することあり。

ウエンベツ 河口より三四里の處に産卵す。

イチャニ 河中湧水ある處、其數十五箇處以上あり。

九、産卵後の鮭 産卵後の鮭は流下するものもあるも餘り多からず。思ふにフラ／＼として岸に寄るもの鱒、熊に獲らるゝによるならん。

一月頃は毎日十尾位にて海に出るものもあるも波に揺られて忽ち岸に打上げらる。腹中卵子を藏せず。

タチカバウス カレイ、カチカ、ソイ、カスベ、アメマス
イトウ、サ、シビ、シイラ、ブリ、フクラ
カツラ、イワシ、コニシン、ガヤ、ホツケ、
ガズナギ、モグリ、サメ、マンボウ、コマイ
チカ、キウリ、小形鱒、タコ、イカ。
ラウス アメマス、イトウ。

十三、漁期以外に漁れる鮭

シベツ 七月中旬鱒網にて獲ることあり。
伊茶仁 春鯀網に入ることあり。但し雄魚。
西 別 七月中旬鱒網にて獲ることあり。

十四、鮭漁況豫知法

標 津 目梨連山の前年の雪が消えざるに今年降雪を
見る年は豊漁なり。(寒い年は豊漁と言ふ事に
なる)
標津川に瓢多く入る年は豊漁なり。
前年の冬雪多き年は豊漁なり。
鱒大漁の年は不漁なり。

別 當 賀 ヨリマキの花多く咲く年は大漁なり。

十五、風と鮭漁との關係

チャシベツ 上風(クダリ)の時に來游多し。
春刈古丹 下山セは魚群を去らしめ南下りは來游多し。

ロクシベツ	九月七日	自	九月下旬	十一月末
チャシベツ	九月四日	自	十月下旬	十一月廿日
春刈古丹	舊盆十六日	自	八月下旬	十一月廿日
タチカバウス	九月十日	自	九月下旬	十一月廿日
マツノリ	九月五日	自	十月下旬	十一月廿日
ラウス	十一月初	自	十一月中旬	十一月中旬
チニシベツ	九月十日	?		十一月末
コタンケシ	九月初	自	十月中旬	十一月末
コタヌカ	九月中旬	自	十月下旬	十一月末
忠 類	八月下旬	自	十月下旬	十一月末
標 津	九月下旬	自	十月下旬	十一月下旬
伊茶仁	九月上旬	自	十月下旬	十一月末
ルーシヤ	九月七日	?		十一月末
オンネチャシ	九月初	自	十月下旬	十一月末
コツ	九月初	自	十月下旬	十一月末
當 幌	九月下旬	自	十月下旬	十一月末
オダイト	九月廿日	自	十月下旬	十一月末
床 丹	九月十一日	自	十月下旬	十一月末
西 別	九月一日	自	九月下旬	十一月下旬
遠 太	九月初	自	十月下旬	十一月末

ヲタツネマツプ 始め北風後南に變りて吹く時は好漁。下
風山セは不漁。
ソスケ 鮭は風の爲に吹き流さるゝと言はるゝも然ら
ず。

ラウス 北風の時大漁。
南東の風あり波少しく立つ時に沿岸に近く來
游す。

コタヌカ 山セ、下り、アイ等の風に乗りに來る。
西、日方の風は沖に去らしむ。

忠 類 アイ、山セ、下風の時は漁あり。
伊茶仁 北風の時好漁。ヤマセもよし。西風宜しから
ず。

ルーシヤ ヤマセ、クダリよくシモ風宜しからず。
當 幌 南風よくクバ風宜しからず。
ヲダイト 東風よく南風は宜しからず。

西 別 タバ、アイ風よく西風宜しからず。大漁の時
は必南下りの強風にて大時化ありたる後なり
遠 太 ヤマセ下り、南風の時よし。

十六、漁 期 (始期、盛期、終期)

クネベツ 八月廿六日 土用 前後 十一月廿日
サキムイ 九月十三日 土用 月 十一月廿五日
ヲタツネマツプ 八月廿五日 土用 月 十一月三十日

風 連 湖 九月初 自九月廿日 十一月十日
元 茨 散 九月八日 自十月十五日 十一月十七日
十七、漁 網

クネベツ 角網にして行成網なし。
チャシベツ 何れも網は兩口なり。
コタンケシ 従來行成網なりしが明治十九年頃より角網を
用ひ二十三年頃には全部角網となりたり。小
舌は二十三年頃より減少せり。

忠 類 宮古の人久保茂左衛門(馬之丞と稱せり)
天保年間に始めて小舌網を持ち來れりと云ふ
然るに明治十八年より角網を用ひられたり。

伊茶仁 昔は金折網を用ひたる者ありたるが明治十年
より一般に小舌網を使用せり(此以前にも一
部には用ひられたり)角網は明治十七八年頃
より行はれたり。

西 別 川 曳網を用ふ。打廻し二百二十間なり。
十八、漁 况

オタツネマツプ 明治十一年より始む。十二年には二百四
十石の漁獲ありしその後百石乃至二百石の
程度なりき。然るに廿一年には七百石、廿二
年千五百石の豊漁ありたるも再び減少し廿四

年二百八十石、二十五年二百石となれり。
 ソスケ 十三年、十六年、十九年、二十二年と四年目
 毎に大漁あり。

ラウス 二十二年は大漁にして一日二百三十束合計七
 百石余を漁獲せしことあり。週上數多く獲り
 盡すこと能はず。温泉場附近は魚群相重りて
 河底見えざりき。從て産卵後の死魚多く下流
 爲に白くなりたり。

元サキムイ川 十六年稀なる大漁にて獲り盡されず河を徒
 渉するに脚絆を着けざれば鮭の齒に觸れて負
 傷する状態なりき。その後大に減少し二十四
 年には僅か二十六石餘に過ぎず。

伊茶仁 明治初年は非常の大漁にて河のみにて千七八
 百石に上りたるが近年は三百石平均に減じた
 り。

西標津 明治二十三年以來不漁續なり。
 別 河口の變化に伴ひ漁獲に消長あり。安政以前
 と現在とは(明治二十五年頃を指す)著しく
 異なる。河口東方に向ひ居る時に大漁あり。
 明治八年以降柳田漁場の鮭漁獲高左の如し。

柳田漁場鮭收穫石數

年	西別川	平糸	二正丸	走古丹	西別ルチ	當上
明治八年	石	一〇八	九四	九〇	二二四	一五七
九年	二六一	二五	七一	三八	九二	四六
十年	三六六	一七	九六	七四	一三一	六〇
十一年	四九七	九五	一七八	五一	八九	九二
十二年	一、一六二	九七	一八八	一一〇	一六七	八九
十三年	一、〇七二	一九〇	四七〇	一九四	二三八	一七〇
十四年	一、三〇八	九二	三九七	二〇〇	一三八	一〇八
十五年	一、二〇七	八五	二九六	一一三	一五二	六五
十六年	六四〇	一五九	二六六	一九四	一六四	二〇八
十七年	一、五一二	一〇〇	二一九	八一	一二七	九四
十八年	一、三二九	一四三	三八六	一四五	一一一	三四一
十九年	五三〇	一五九	二七一	一一六	一〇六	一〇一
二十年	二七二	七一	二五四	一二六	六六	一一一
廿一年	七一五	一六二	三三〇	一一五	六九	一四七
廿二年	九四七	一五五	六五九	七五	一二九	二二四

ク廿三年	三〇九	九四一九七	八〇	五九	六八
ク廿四年	二一〇	六〇一九六	一〇六	四〇	九〇

ルーシヤ 明治十六年は大漁にて河口に鮭群三日間も充

満し四百〇五束を獲りたり。二十二年も大漁
 にて六百石以上に達したり。
 以上の外漁網の構造、製造方法其他に關する資料あるも
 別に機を見て紹介せんとす。

彙 報

○鮭鱒孵化場の陣容愈々整ふ

本年四月より三十八民營孵化場を移管し千歳、虹別及留
 別の三官營孵化場に夫々附屬せしめ一統統制の形式を採つ
 たがその後當局に於て鋭意組織内容の完成につとめられた
 結果七月二十八日を以て左の通新に北海道鮭鱒孵化場規程
 同處務規程を制定し且本場の外四支場三十七事業場の名稱
 位置及擔當區域の告示が公布せられ愈々陣容が整備するこ
 とになつた。尙本場は差當り舊千歳孵化場が之に充てらる
 事になつた。

北海道鮭鱒孵化場規程(昭和九年七月二十八日)

(北海道廳令第七十二號)

- 第一條 鮭鱒孵化場ハ左ノ事業ヲ行フ
 - 一 鮭鱒族ノ孵化及放流
 - 二 鮭鱒族其ノ他淡水魚類ノ蕃殖ニ關スル調査及試験
 - 三 鮭鱒族其ノ他淡水魚類ノ蕃殖ニ關スル講習講話及實地指導
 - 四 鮭鱒族其ノ他淡水魚類ノ種卵種苗ノ配付

第二條 鯉鱒孵化場ニ左ノ職員ヲ置ク

- 場長
- 技師
- 屬
- 技手
- 前項ニ定ムル職員ノ外地方農林技師及農林技手ヲ置クコトヲ得
- 場長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ
- 第三條 場長ハ長官ノ指揮監督ヲ承ケ場中全般ノ事務ヲ掌理ス
- 第四條 技師及地方農林技師ハ上司ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル
- 第五條 屬ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス
- 第六條 技手及農林技手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス
- 第七條 必要ノ地ニ支場又ハ事業場ヲ置ク
- 第八條 支場ニ支場長ヲ置ク
- 支場長ハ技師、技手、地方農林技師又ハ農林技手ヲ以テ之ニ充ツ
- 支場長ハ場長ノ指揮監督ヲ承ケ場中全般ノ事務ヲ掌理ス
- 第九條 事業場ニ事業主任ヲ置ク
- 事業場主任ハ技手又ハ農林技手ヲ以テ之ニ充ツ但シ助手

ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

事業場主任ハ場長又ハ支場長ノ指揮監督ヲ承ケ場務ヲ掌理ス

第十條 鯉鱒孵化場、同支場及事業場ノ名稱、位置及擔當區域ハ別ニ之ヲ告示ス

附 則

昭和二年七月一日北海道廳令第百八號北海道廳鯉鱒孵化場規程ハ之ヲ廢止ス

北海道鯉鱒孵化場處務規程

(昭和九年七月二十八日)
(北海道廳訓令第千六十五號)

第一章 總 則

- 第一條 鯉鱒孵化場ニ左ノ係ヲ置ク
- 庶務係
- 事業係
- 第二條 庶務係ノ分掌事項左ノ如シ
- 一 場員ノ進退、賞罰及身分ニ關スル事項
- 二 印章ノ管守ニ關スル事項
- 三 文書及物品ノ收受及發送ニ關スル事項
- 四 例規ノ整理及編纂ニ關スル事項
- 五 支場又ハ事業場ノ事業査閱ニ關スル事項
- 六 訴訟其ノ他爭議ニ關スル事項

七 當直ニ關スル事項

- 八 收入及支出ニ關スル事項
- 九 財産ニ關スル事項
- 十 物品ノ會計ニ關スル事項
- 十一 出納官吏ニ關スル事項
- 十二 傭人ニ關スル事項
- 十三 場内取締ニ關スル事項
- 十四 事業係ノ主管ニ屬セサル事項
- 第三條 事業係ノ分掌事項左ノ如シ
- 一 孵化及放流ニ關スル事項
- 二 蕃殖ノ調査及試験ニ關スル事項
- 三 講習及講話ニ關スル事項
- 四 實地指導ニ關スル事項
- 五 種卵種苗ノ配付ニ關スル事項
- 六 統計及資料ノ編纂ニ關スル事項
- 七 事業成績及事業報告ニ關スル事項

第二章 職務及權限

第四條 左ニ掲グル事項ハ場長之ヲ專決處分スベシ

- 一 場員ノ事務分掌ニ關スル事項
- 二 事業場主任ノ任命及解任ニ關スル事項
- 三 雇員助手及傭人ノ進退賞罰及身分ニ關スル事項
- 四 場長七日以内ノ管内出張

五 場員ノ管内出張ニ關スル事項

- 六 見積價格一口金千圓未満ノ物品ノ購入若ハ修繕又ハ用品賣却ニ關スル事項
- 七 賃借期間一年ヲ超エズ且賃借料年額又ハ總額三百圓ヲ超エサル物件ノ借入ニ關スル事項
- 前項ノ規定ニ拘ラズ左ニ掲グル事項ハ支場長之ヲ專決處分スベシ
- 一 支場員、事業場員ノ事務分掌ニ關スル事項
- 二 支場長七日以内ノ擔當區域内出張
- 三 支場員、事業場員ノ擔當區域内出張
- 四 七日ヲ超エザル人夫ノ雇入及見積價格一口百圓未満ノ物品ノ購入若ハ修繕又ハ用品賣却ニ關スル事項
- 前二項ノ規定ニ拘ラス事ノ異例ニ屬スルモノ及重要ト認ムルモノニ付テハ場長ハ長官ノ支場長ハ場長ノ指揮ヲ受クベシ
- 第一項第一號第二號第二項第一號第五號ノ處分ヲ爲シタルトキハ其ノ都度場長ハ長官ニ支場長ハ場長ヲ經テ長官ニ之ヲ報告スベシ

第五條 親魚捕獲ヲ他ニ委託セムトスルトキハ場長ハ委託先及委託契約事項ヲ具シ長官ノ認可ヲ受クベシ

- 第六條 場長又ハ支場長不在ナルトキハ場長又ハ支場長ノ指定シタル場員其ノ職務ヲ代行ス但シ場員ノ進退賞罰

休日又ハ勤務時間外ニ場員ヲシテ執務セシムルコトヲ得
 第二十四條 場員出勤シタルトキハ出勤簿ニ捺印スヘシ出
 勤時間ヲ過キ出勤シ又ハ早退セントスルトキハ事故簿ニ
 依リ届出ツヘシ出張ノ場合其ノ發着ニ付亦同シ
 第二十五條 父母ノ祭日、点呼召集、徴兵等ノ爲缺勤セン
 トスル者ハ事業場主任及支場長ヲ經テ前日迄ニ場長ニ届
 出ツヘシ
 第二十六條 疾病其ノ他豫期スルコトヲ得ザル事故ノ爲出
 勤スルコト能ハサル者ハ當日午前中ニ場長支場長又ハ事
 業場主任ニ届出ツヘシ
 疾病ノ爲缺勤十日以上ニ及フトキハ醫師ノ診斷書ヲ添へ
 期間ヲ定メ場長支場長又ハ事業場主任ニ届出ツヘシ其ノ
 期間ヲ過キ仍缺勤セントスルトキ亦同シ
 第二十七條 忌服ノ届出ニハ死亡者トノ續柄及其ノ死亡年
 月日ヲ記載スヘシ
 第二十八條 父母ノ看病年回墓參轉地療養其ノ他旅行等ノ
 爲任地ヲ離レントスル者ハ其ノ理由、期間及行先ヲ具シ
 其ノ轉地療養ニ在リテハ醫師ノ診斷書ヲ添へ場長ニ在リ
 テハ長官、場員ニ在リテハ事業場主任及支場長ヲ經テ場
 長ノ許可ヲ受クヘシ
 第二十九條 新ニ任命又ハ囑託セラレタルモノハ直ニ履歷
 書(第八號様式)及住所届ヲ場長ニ差出スヘシ

場員其ノ氏名又ハ住所ヲ變更シタルトキハ直ニ場長ニ届
 出ツヘシ
 前二項ノ規定ニ依リ場長ニ差出スヘキ書面ハ事業場主任
 及支場長ヲ經由スヘシ
 第三十條 文書ハ上司ノ許可ナクシテ之ヲ他ニ示シ又ハ謄
 寫セシムルコトヲ得ス
 第三十一條 場員退官、退職、休職、轉任等ノ場合ハ後任
 者ニ擔當事務ノ引繼ヲ爲シ連署ノ上之ヲ上司ニ届出ツヘ
 シ但シ取扱中ニ係ル事件ノ報告書ヲ上司ニ提出シテ之ニ
 代フルコトヲ得
 第三十二條 出張ハ出張命令簿ヲ以テ之ヲ命スヘシ
 第三十三條 出張員歸場シタルトキハ遲滞ナク其ノ出張中
 取扱ヒタル事務ノ顛末ヲ上司ニ復命スヘシ
 第三十四條 場舎又ハ其ノ近傍ニ變災アルトキハ速力ニ出
 場シ警戒防禦ニ従事スヘシ
 附 則
 昭和二年七月一日北海道廳訓令第四十二號北海道廳鮭鯉
 孵化場處務規程ハ之ヲ廢止ス

北海道鮭鯉孵化場、同支場及事業ノ名稱位置及擔當區域

(昭和九年七月二十八日)
 (北海道廳告示第六十五號)

本場	支場	事業場	位置	擔當區域
北海道鮭鯉孵化場			千歲郡千歲村大字烏柵舞村	北海道一圓
	尻別事業場		磯谷郡南尻別村字目名	
	朱太事業場		歌棄郡熱鄂村大字作開村字南作開	
	利別事業場		瀬棚郡東瀬棚村字丹羽	
	遊樂部事業場		山越郡八雲町大字八雲村字セイヨウハベツ	
	敷生事業場		白老郡白老村大字敷生村字トビウ	
	勇拂事業場		勇拂郡苦小牧町大字植内村字美々	
	支笏湖事業場		千歲郡千歲村大字烏柵舞村	
	新冠事業場		新冠郡新冠村大字去童村	
	染退事業場		靜内郡靜内町大字市父村	
	三石事業場		三石郡三石村大字邊訪村	
	元浦川事業場		浦河郡荻伏村大字姉茶村	
	幌別事業場		浦河郡浦河町大字西舍村	
	天鹽事業場		上川郡下川村字上名寄	
虹別支場			川上郡標茶村大字虹別村字シユクンベツ	十勝釧路國及根室(千島ヲ除ク) 各支廳及釧路市廣帶市管内

洞爺湖漁業組合

湯淺健次	三松三五郎	高谷新三郎	森萬次	細川伊平太	上森慶治	小山時次	大西繁次郎	三好艶三郎	岩倉龜太郎
------	-------	-------	-----	-------	------	------	-------	-------	-------

傍聽者

篠崎彦四郎	山本信	那須嘉市	二階堂信次	今泉武雄
-------	-----	------	-------	------

官廳側出席者

北海道廳	半田芳男	野田信俊	梶田與之亮
------	------	------	-------

北海道廳水産試驗場

御村長太郎	後藤泰三	見藤寛二	池端清照	三宅睦夫	中川數一
-------	------	------	------	------	------

五日 程

十九日午前九時ヨリ正午迄鱒孵化場及湖水視察ヲ爲シ
午後一時半ヨリ協議會ヲ開催シ午後四時ヨリ講演ニ移リ
午後五時半閉會セリ

六、經 過

- (一) 卵子販賣斡旋ニ關スル件 (阿寒湖漁業組合提出)
- 道廳ニ於テ更ニ斡旋ニツトムルコト
- (二) 卵子販賣協定價格變更ノ件
- 前年度申合ノ會員ニ對シ鱒卵一萬粒ニ付五圓ヲ七圓ニ變更セムトスルモノナルモ増殖獎勵ノ立場ヨリ更ニ考究ヲ要スルモノト認ムト決定
- 網走漁業組合ヨリ公魚卵代百萬粒ニ付四圓ヲ五圓ニ變更セムトスル意見モ出タガ前同様更ニ考究スルコトニ

決セリ

- (三) 淡水増殖試驗場設置方請願ノ件(阿寒湖、塘路、屈斜路湖各漁業組合提出)
本會名ヲ以テ請願スルコトニ決定
- (四) 鱒人工孵化事業補助ニ關スル件 (阿寒湖漁業組合提出)
本年度ヨリ補助セラレサル由ナルモ從來通り補助セラレ度シトノ意見ナルモ豫算ニ關スル事項ニ付希望トシテ聽置クコトニ決定
- (五) 事業ノ連絡ニ關スル件 ()
當番組合ニ各組合ヨリ事業計畫ヲ九月中ニ送付シ之ヲ取纏メテ連絡ヲ圖ルコトニ決定
- (六) 申合要項改正ノ件(洞爺湖漁業組合提出)
1 當會ノ事務ヲ道廳水産課員ニ囑託スルコト
2 毎年度總會ニ於テ其ノ年ノ事業ヲ決定スルコト
3 毎年豫算ヲ編成シ其費用ヲ各組員ノ負擔トシ納期ヲ定メ納入スルコト
- 以上三件ヲ合併附議シタルモ(一)ハ當分從來適當番組合ニテ擔當スルコト(二)(三)ハ可決セリ
- (七) 總會ハ漁獲物ノ利用加工講習會ヲ兼スルコト
其都度適當ナル方法ニテ開催スル様ツトムルコトニ決定

(八) 會員名簿ヲ作製スルコト

- 當番組合ニテ作成スルコト尙未加入者ノ入會斡旋ヲ道廳ニ依頼スルコトニ決セリ
- (九) 漁業上障害關係ノ諸問題ニ關シテハ每總會ニ於テ研究對策ヲ建ツルコト ()
可決
- (十) 魚休退化ニ關スル件 ()
本件ハ困難ナル問題ナルモ重要事項ナルヲ以テ關係方面ニテ研究スルコトニ決定
- (十一) 紅鱒卵分讓ニ關スル件 ()
(一)ニ合併附議セリ。
- (十二) 魚族流出防止ニ關スル件 ()
前年度ノ決議ニヨリ道廳ニ請願シ善處シテ貰フコトニ決定
- (十三) 入漁料ニ關スル件 ()
前年度ノ宿題ナルモ重要問題ニテ容易ニ決定セズ更ニ次回迄研究スルコトニ決定
- (十四) 次回開催地ニ關スル件 ()
網走漁業組合ノ主催ニ決定

七、講 演

北海道湖沼ノ特性ト其利用ニ就テ 半田技師
湖沼養殖ニ就テ 梶田技師

昭和八年度本道孵化事業成績

官營事業

(一) 鮭人工孵化

孵化場	捕獲	親魚		採卵數	孵化數				
		雌	雄						
千歲	七,七六	八,一六五	一五,四四二	六,七三六	三,〇四九	九,七七七	二〇,五五〇	一八,四九〇	七六
虹別	一〇,六七〇	一三,九九〇	二四,三六〇	九,〇四四	五,三三三	一四,三六六	二四,五七五	三三,五〇三	三〇
留別	七,九六三	五,三〇九	一〇,〇八二	四,六四五	二,四三三	七,〇三一	一一,二六五	一〇,三六四	七〇
計	二五,四九六	二七,〇六四	五〇,五五五	一九,八四五	一〇,七七九	三二,三〇四	五五,四四五	五五,一七六	一七〇

(二) 鱒人工孵化

孵化場	捕獲	親魚		採卵數	孵化數			
		雌	雄					
千歲	一六七	五六	三五	一〇七	三六	一四五	三,六〇〇	三三,〇〇〇
虹別	二,四四七	二,八三七	五,四八四	二,四八一	一,〇六九	三,五五〇	五,七七五	四,八一三
留別	一七,七六	三〇,八九九	四八,六五〇	一六,一八八	八,五三三	二四,五五七	三〇,六六六	二九,六六六
計	二〇,五七五	三三,七四四	五〇,三九九	一八,七七六	九,六四〇	二八,二五三	三九,四八二	三九,七三三

(三) 虹鱒人工孵化

場所	捕獲	親魚		採卵數	孵化數			
		雌	雄					
支笏湖	五三五	七,五八九	八,二四四	四三五	八七	五四三	二五,六〇〇	二三,八〇〇

(四) 虹鱒人工孵化

場所	捕獲	親魚		採卵數	孵化數			
		雌	雄					
摩周湖	三六	一七五	二〇〇	九五	七三	二二,五〇〇	二,三〇〇粒外二	二,三〇〇粒

(五) 種卵配布

鮭	一〇〇,〇〇〇粒
鱒	一,一二一,〇〇〇粒
虹鱒	二一三,五〇〇粒

民營孵化事業

魚種	捕獲	親魚		採卵數	孵化放流數				
		雌	雄						
鮭	二六,三三三	一六,八九九	三〇,〇七三	六,〇〇九	四八,八四九	三四,八五六	一七,五三〇	一六,四二五	七九九
鮭鱒總計	三五八,九六一	三三八,五〇五	五九七,四八五	二二,五五六	七五,七四八	一九九,一九四	二四七,五〇四	二四七,五〇四	三三〇
鮎	一六,三三三	一六,三三三	二〇,四五六	一,一九三	二,四八三	三,六六六	三,八一五	三,八一五	〇
鮭鱒總計	三五八,九六一	三三八,五〇五	五九七,四八五	二二,五五六	七五,七四八	一九九,一九四	二四七,五〇四	二四七,五〇四	三三〇
魏	一五	一七	三三	一〇	五	一五	三,六〇〇	三,六〇〇	〇
紅鱒	二,五六六	一,三四三	三,九一〇	二,四三三	八七五	三,三三七	七,八四四	六,〇六〇	一,七八〇
姬鱒	一〇,九九五	一六,三四六	二七,二五五	八,〇四四	三,一四三	一一,一八七	三〇,七三三	二〇,七三三	一〇,〇〇〇
鮭鱒總計	三五八,九六一	三三八,五〇五	五九七,四八五	二二,五五六	七五,七四八	一九九,一九四	二四七,五〇四	二四七,五〇四	三三〇

柳葉魚	40,000	10,000	50,000	洪水ノ爲メ採卵孵化中止
胡瓜魚	30,000	30,000	60,000	
			70,000	
			1,600	
			9,700	
			14,000,000	
			14,000,000	

補助成績

本年度交付セル補助金總額四六、九五〇圓ニシテ内譯左ノ如シ
 事業費補助 三七、九五四圓(鮭鱒 三八ヶ所)
 設備費補助 八、九九六圓(鮭鱒 七ヶ所)

○摩周湖に於ける虹鱒採卵成績附種卵分與

本年度同湖に於ける虹鱒親魚捕獲採卵は 月 日
 より開始し六月二十日を以て終了せり。此間の捕獲數雌四百二十二尾雄二百七十六尾にして採卵數七十七万五千粒に達し近年になき好成績を收めたり。
 右卵數より分與する事になつたもの左の通り

卵數	分與先
三〇、〇〇〇粒	穂別村農會
五〇、〇〇〇	谷 茂平
五〇、〇〇〇	賀張漁業組合
一〇、〇〇〇	白人實科農業學校

計	分與先
七、〇〇〇	根室營林區署
一〇、〇〇〇	十勝拓殖實習場
七〇、〇〇〇	石狩水産會
三〇、〇〇〇	水澤一郎
一〇、〇〇〇	草鹿厚之助
二〇、〇〇〇	東 富七
五、〇〇〇	佐藤源太郎
二〇、〇〇〇	宮城縣水産試驗場
一〇、〇〇〇	池田新三郎
一〇、〇〇〇	横田 實
三三二、〇〇〇	

尙四月中千歲孵化場より分與したものの左の通り

卵數	分與先
五〇、〇〇〇粒	函館市

計	分與先
五、〇〇〇	村上元吉
五〇、〇〇〇	吉野武者二
一〇、〇〇〇	明石幸輔
二〇、〇〇〇	中西義磨
五〇、〇〇〇	石狩水産會
五〇、〇〇〇	樺太中央試驗場
五〇、〇〇〇	樺太水産組合聯合會
三〇、〇〇〇	西川岩松
一八、〇〇〇	内地府縣(十二ヶ所)
三三三、〇〇〇	
六六五、〇〇〇	

○鮎の産額

昭和八年度本道に於ける鮎の産額左の如し

支廳	河川	數	金額
後志	泊 走	二、六	五、二
	千 太	一、三	二、六
	朱 別	二、三九	一、〇九一
	尻 市	二〇、四	七、八八
	余 平	四二〇	一、四七〇
	古 平	一二〇	一、八〇

合 計	美 國	積 丹	厚 澤	相 沼	姫 川	來 拜	見 市	太 櫛	天 野	石 崎	利 別	沙 泊	福 島	及 内	知 部
六〇	一、五三	五	七	三	二	三	八	二〇	六〇	二〇	五〇	八	一	六五	一五
三〇〇	一八	五三七	二一	七・五	一四	六〇	一五〇	五〇	二二五	三二	七	七	五二	二二・五	
一、五六〇・六	一、九二	八、四二一・二九	三、〇九四	四、九一九・五七	六、二七四・九八										

○北洋に於ける鮭鱒の標識放流

農林省水産局に於て北洋にて鮭鱒の標識放流する旨は前

號會告を以て會員に通知しておいたが右標識魚を漁獲した人は標識に添へて所定事項を報告した場合には母船式鮭鱒漁業水産組合より一尾につき金壹圓の謝禮を呈する由にて同組合より一般に周知方道廳に依頼あつた。

會 報

○昭和七年度收支決算報告

本決算は八年度總會に於て報告すべき處孵化事業統制に伴ふ道廳の諸施設が完了しない爲に本總會は六月中に開催出来なかつたので不取敢本誌を以て報告しておくこととし

た。總會は多分九月中に開催さるゝ事と思はるゝが其際附議する豫定である。

科 目	金 額	摘 要
會 費	一、一五〇・五〇	一種會員 三三名分 九六四四五〇 二種會員 三九名分 七六四〇
補 助 金	三〇〇・〇〇	前年度分 一一〇四 地方費補助
雜 收 入	一四・一六	彙報代 一一四一六 發生標本代 二四 寄附金 一四
前年度繰越	一六・八〇	
計	一、四八一・四六	

支 出

科 目	金 額	摘 要
諸 務 給 費	七二・〇〇	事務囑託者及寄稿者謝禮
旅 費	一〇三・七五	要セザリシニ依ル
需 要 費	一八・六四	水産法規外十一點
通 信 及 運 搬 費	八五・一一	彙報送料 三〇四六〇 通信費 二五四五三 運搬費 二八四九八
事 業 費	一、〇三〇・六五	彙報印刷代 一、六〇〇部 二五二四 別刷代 四一〇部 二四四 其他印刷代 六〇四六五 寫眞及凸版代 一七四
印 刷 費	三三三・六五	五〇組 一組二四二〇
會 議 費	四一五・七〇	施行セザリシニ依ル
發 生 標 本 製 作 費	一一〇・〇〇	要セザリシニ依ル
養 鱒 試 驗 費	一一〇・〇〇	施行セザリシニ依ル
親 魚 利 用 試 驗 費	一一〇・〇〇	施行セザリシニ依ル
孵 化 事 業 調 査 費	一五一・三〇	借入金償還 七八四四八 雜費 一九四
表 彰 費	二三八・七一	
交 際 費	九七・四八	
雜 費	一、五四一・五九	
計	一、五四一・五九	

差 引

不 足	六〇・一三	八年度收入ヲ以テ支出見込
-----	-------	--------------

○會費領收報告(二種會員の分)

△七年度分

白井義雄

吉田武一

△八年度分

白井義雄

吉田武一

△九年度分

白井義雄

小杉孝四郎

吉田武一

橋山光春

○會員消息

國後養殖水産組合 國後水産會改稱

湧別孵化場へ轉勤

網走鮭鱒養殖水産組合主事辭任

北見置戸村に於て養鱒經營

興部孵化場辭任、北千島水産會囑託として七月四日根室發北千島へ渡航

○寄贈圖書

東京水産新聞

水政新聞

水産新報

釣人

水産公論

◇ス祝ヲ管移營國ノ場化孵◇

鮭鱒孵化用器具ノ

御用命ハ是非!!弊所へ

弊所特製『漆塗孵化盆』ノ御試用ヲ乞フ

- 一、鮭、鱒、鮎、鯉、孵化盆 及 同枠
- 一、同孵化槽、受卵器、各種染料、漆
- 一、アスファルト(流動)、塗料、テレピン油
- 一、龜甲紗(卵掬用)、採卵海綿
- 一、標本瓶、廣口瓶、管瓶
- 一、卵消毒藥各種、化學藥品、醫療藥品
- 一、孵化場用印刷物一切、父子堂製劑

鮭鱒孵化器製造元

山本勝見工作所

札幌市北三條東六丁目(電停前)
電話二五二七番 振替小樽三九七八番

昭和九年七月二十五日印刷
昭和九年七月三十日發行

札幌市北二條西七丁目一番地

編輯兼 發行 人 半 田 芳 男

札幌市外苗穂五十番地

印刷人 田 中 幸 司
電話一九三八番

札幌市北三條西六丁目北海道鮭水産課内

發行所 北海道鮭鱒孵化事業協會
電話二六三〇(内線六七番)
振替口座小樽 二二四八番

式一器化孵鱒鮭
賣販造製

大
林
長
兵
衛

札幌市北四條西七丁目一番地
電話一四五—